

2 2 医師確保対策及び地域医療介護総合確保基金について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法等の改正を検討しているが、引き続き医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医師の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。なお、改正医療法において、都道府県による「医師確保計画」の策定等が盛り込まれているが、制度の施行に当たっては、都道府県と十分に協議すること。
- (2) 平成30年度から開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証し、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、運用の見直し等を行うこと。
さらに、本県では専攻医の募集定員に過去5年間の採用実績による上限が課されているが、専攻医数の割合が5%を超える場合に、一律に上限を課すことは人口規模が考慮されておらず不合理なため、見直しをすること。
- (3) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分については、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めることとし、さらに、都道府県において各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとするなどの見直しを図ること。

(背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題が深刻化し、全国的に大きな課題となっている。この医師不足の原因として、平成16年4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下、夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働、女性医師の増加に伴う出産・育児等による離職、医療に係る紛争の増加に対する懸念といった問題が指摘されている。
- 平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査によると、本県の人口10万人当たり届出医師数は218.6人と全国平均251.7人をかなり下回っている。
また、県内の約2割の病院が医師不足により何らかの診療制限を行っている。
- 平成30年度から研修が開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度としていくことが必要である。
新たな専門医制度においては、専攻医数（研修を受ける者）が全国比5%を超える都道府県の専攻医募集定員は、過去5年間の採用実績の平均値が上限とされているが、本県

の人口が全国比で5.91%であることを考慮すると、一律に専攻医数の割合が5%を超える場合に上限を課すことは不合理である。

なお、上限設定により専攻医が減少していけば、現在、人口10万人当たり病院勤務医師数が全国36位の低位にある本県において、医師不足による問題がより顕在化する恐れがある。

- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金が、平成26年度から各都道府県に設置され、医療分は平成26年度から、介護分は平成27年度から対象とされている。
- 医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、在宅医療の推進、医療従事者の確保は不可欠であり、平成30年度国予算では基金（医療分）が30億円増額されたところであるが、平成31年度の事業実施に向け、更に基金の十分な財源を確保していく必要がある。
また、平成29年度に「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」が改正され、事業の区分間での額の調整ができないこととされたが、地域の実情に応じた効果的な事業実施のために、基金の柔軟な活用を認める仕組みが必要である。
- 基金（介護分）の介護施設等の整備に関する事業については、第7期介護保険事業（支援）計画に基づき実施するものであるが、平成31年度は3年計画の2年目にあたり多くの整備が見込まれており、計画の適切な実施のためには地域医療介護総合確保基金による支援が不可欠であるため、十分な財源を確保していく必要がある。

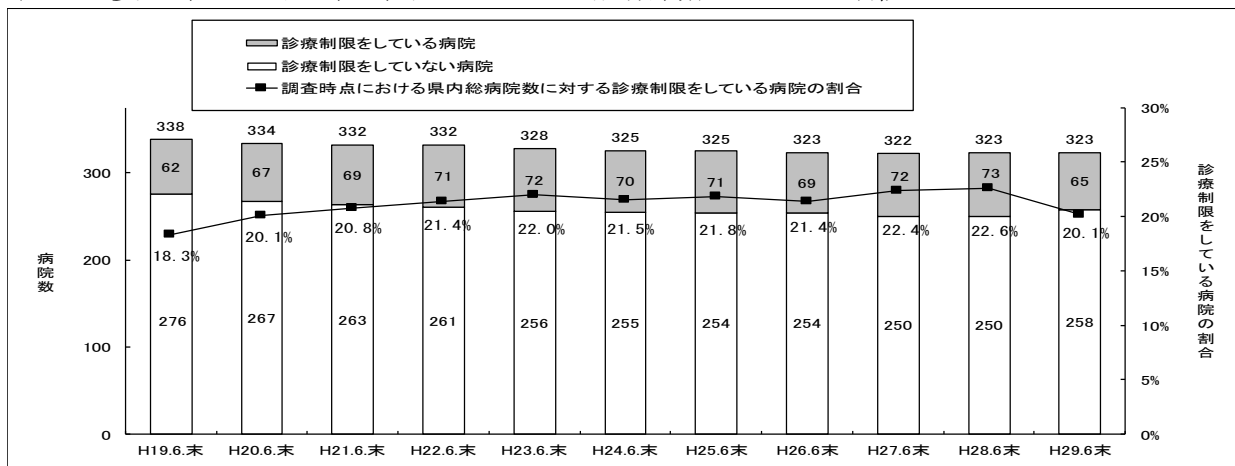
（ 参 考 ）

◇ 表1 人口10万対医師数(届出数) (人)

年	平成18年	20年	22年	24年	26年	28年
愛知県	192.1	194.8	203.4	209.4	213.6	218.6
全国	217.5	224.5	230.4	237.8	244.9	251.7

（「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在）

◇ 表2 愛知県における医師不足のために診療制限している病院



（愛知県調べ 各年6月末現在）